

令和7年度第2回水俣市上下水道事業審議会

- 1 日 時 令和8年1月26日（月） 午後3時
- 2 会 場 水俣市役所4階 委員会室1、2
- 3 出席者 10名
欠席者 1名
- 4 事務局 7名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 上下水道料金体系等の見直し及び他自治体の状況について
 - (3) 質疑応答及び意見・提言
 - (4) 閉会

開会：午後3時

○司会

はい、では皆様こんにちは。

定刻となりましたので、第2回水俣市上下水道事業審議会を開会いたします。

まず、御手元の配付資料の確認をお願いします。本日の会議次第、水道料金及び下水道使用料の料金改定案、各自治体の比較表を御用意しております。皆様御手元のほうは、そのほかございますでしょうか。大丈夫ですかね。はい。

では、第一回と同様に進行のほうよろしく願いいたします。

○会長

はい。どうぞよろしく申し上げます。初めにですね、本日、議員11名中10人の出席をされておりますので、水俣市上下水道事業審議会条例第7条第2項の規定に基づき、本審議会が成立することを御報告いたします。

それでは、次第に従って議事の進行をさせていただきます。

前回、水俣市長からの指名を受けて開催された第1回審議会で、現計画との乖離が生じているため、令和8年度から令和14年までの投資財政計画、収支計画の修正内容について、事務局より説明を受けております。

その中で、人口減少に伴い、給水収益及び使用料金収入の減少が見込まれており、水道事業、公共下水道事業ともに厳しい状況にあることから、料金改定が必要であると感じております。

今回の議事は、上下水道料金体系の見直しと、議員の皆様からも御質問がありました他自治体の状況になります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。よろしく願いいたします。

それでは、上下水道料金体系の見直し及び他の自治体の状況につきまして御説明いたします。

前回の審議会では、最新の『経営比較分析表（令和5年度決算）』と、令和6年度までの決算額、令和7年度当初予算、令和8年度から令和14年度までを修正しました『投資財政計画（収支計画）』につきまして御説明いたしました。

本市の水道事業及び公共下水道事業は、人口減少に伴い、給水収益及び下水道使用料収入が年々減少する見込みとなっており、令和9年度に料金改定をしなかった場合、純損失に転じてしまう厳しい経営状況であることを、御理解いただけたかと思えます。

今回は、前回の説明の中でお話ししました料金改定につきまして、それぞれシミュレーションを行い、3通りの改定案を策定しましたので御提案いたします。

それでは、水道料金等につきまして御説明いたします。資料1の水俣市水道条例第22条第1項第1号を御覧ください。

本市の水道料金は、4つの用途に分かれており、一般家庭、官公署、学校、病院、事業所、工場、店舗、娯楽場等において使用する「一般用」、一般公衆浴場において使用する「浴場営業用」、建設工事場、仮設演芸場等において臨時使用し、使用期間が1か月以内である「一時用」、船舶給水に使用する「船舶用」となっております。

まずは「一般用」につきまして御説明いたします。表示されている金額は、全て消費税及び地方消費税相当額を除いた金額となります。

現在、「一般用」は、基本料金を支払うことで、一定水量までを追加料金なしで使用できる基本水量制と、使用水量に応じて支払額が加算されていく、従量料金を採用しております。【現行】では、8^mまでの基本料金850円、9^mからは従量料金となり、20^mまでは1^mにつき130円、21^mから50^mまでは1^mにつき140円、51^m以上は1^mにつき150円加算されます。

次に、『①水道料金等改定案』を御覧ください。A3の次のページに添付しております。

1番左の【現行】は、先ほど御説明しました条例上の料金体系、右の【案①】は、【現行】と同じく、基本水量制と従量料金を採用しており、8^mまでの基本料金を50円増額し、900円、9^m以上の従量料金をそれぞれ10円増額し、9^mから20^mまでを140円、21^mから50^mまでを150円、51^m以上を160円で算定しましたところ、平均改定率が6.88%増となります。

次に、【案②】の説明の前に、1番下のグラフの「使用水量別年間件数・使用水量構成 令和6年度実績」を御覧ください。1番下の棒グラフと折れ線グラフの表ですね。グラフの見方ですが、棒グラフが年間件数、折れ線グラフがそれぞれの使用水量に件数を乗じた実際使用した水量を表しております。

このグラフが示していますとおり、使用水量が0の使用者が年間13,664件と最も多く、核家族化や単身世帯の増加、節水機器の普及により、基本水量8^mに満たない使用者が全体の約35%を占めております。

基本水量内であれば料金が変わらないため、水を余り使わない使用者と8^m使う使用者との間で不公平感が生じており、また、節水努力が料金に反映されにくいという課題も

あり、自治体の中では、基本水量制の廃止や見直しを進めているところがあります。

熊本県下14市でも、熊本市を含めた5市が廃止し、基本料金と従量料金を完全に分離し、1 m^3 から従量料金が適用される仕組みに移行しております。

こうしたことから、本市におきましても、今回の料金改定で基本水量制を廃止した【案②】と【案③】を作成しております。

それでは、【案②】につきまして御説明いたします。基本料金は【現行】と同じ850円。1 m^3 から従量料金となり、8 m^3 までは1 m^3 につき40円、9 m^3 以上は現行と変わらず20 m^3 までは1 m^3 につき130円、21 m^3 から50 m^3 までは1 m^3 につき140円、51 m^3 以上は1 m^3 につき150円で算定しましたところ、平均改定率が10.15%となります。

1番右の【案③】につきましては、基本料金は現行と同じく850円。1 m^3 から従量料金となり、8 m^3 までは1 m^3 につき40円、9 m^3 以上はそれぞれ10円増額し、20 m^3 までは1 m^3 につき140円、21 m^3 から50 m^3 までは1 m^3 につき150円、51 m^3 以上は1 m^3 につき160円で算定しましたところ、平均改定率が14.83%となります。

以上の3通りを御提案いたしました。【案①】と【案③】は、従量料金を増額しておりますので、資料中段、使用水量別水道料金でも確認できますように、使用水量が多くなるほど金額が増えていくこととなります。

次に、資料1に戻りまして、次の浴場営業用につきましては、本市の給水区域内に一般公衆浴場がないため、用途廃止する予定であります。

次に、「一時用」につきましては、現行1 m^3 につき210円のところ、250円に増額する案であります。積算の根拠としまして、「一時用」での使用水量はおおむね2 m^3 以下に収まっており、使用期間も14日以内で完了することが多いため、【案②】と【案③】で御提案しました基本料金850円の半月分425円に従量料金40円、2 m^3 分を乗じた額を加算した505円を基準に算定しております。

次に、「船舶用」につきましては、現行1 m^3 につき245円を286円に増額する案であります。積算の根拠としまして、船舶給水に関して船舶給水業務委託契約を平成6年7月20日付けで熊本県と契約しておりますが、熊本県港湾管理条例第6条第1項に規定してあります船舶給水使用量と金額に差異がありますので、県条例に合わせるものです。

なお、『水俣市水道条例』第22条第1項第2号の「メーター使用料」、第29条第1項の「手数料」につきましては、今回は改定せず現行のままといたします。

次に、熊本県内及び近隣自治体との比較について御説明いたします。資料は、『②水道料金等各自自治体比較表』を御覧ください。

表の見方としましては、算定された水道料金とメーター使用料の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額となっております。

記載しております自治体は、熊本県内14市、給水人口15,000人以上30,000人未満の熊本県内類似団体、葦北郡、鹿児島県の近隣自治体となり、自治体名の欄が網かけとなっております自治体につきましては、基本水量制を廃止した自治体となります。

また、次のページの資料の『水道料金等（メーター口径13mm）比較表』では、現行料金のほか、【案①】から【案③】の基本料金、10 m^3 、20 m^3 の水道料金等を、他の自治体と比較しており、熊本県内14市におきましては、金額の高いほうから順位をつけて

おります。

それでは、次のページの【現行】の水道料金から御覧ください。【現行】の基本料金、10㎥、20㎥の水道料金等は、いずれも表の下に記載しています熊本県内14市平均値を下回っており、近隣の類似団体平均値と比較しても、基本料金はやや上回っておりますが、10㎥、20㎥の水道料金等は、いずれも下回っております。

次に、次のページ【案①】を御覧ください。【案①】は、8㎥までの基本料金を50円増額し、9㎥以上の従量料金をそれぞれ10円増額しましたところ、熊本県内14市平均値を下回っており、近隣の類似団体平均値でも、基本料金以外はいずれも下回っております。

次に、次のページ【案②】を御覧ください。【案②】は基本料金制を廃止し、1㎥から従量料金が適用されることとなりますので、10㎥の水道料金等は、熊本県内14市平均値及び近隣の類似団体平均値を上回ることとなりますが、20㎥では、いずれも下回っております。

最後に、次のページ【案③】を御覧ください。【案③】は【案②】と同様に、基本水量制を廃止し、1㎥から従量料金が適用されることになり、かつ、9㎥以上の従量料金をそれぞれ10円増額しておりますので、10㎥の水道料金等は、熊本県内14市平均値及び近隣類似団体平均値を上回ることとなりますが、20㎥では、いずれも下回っております。

水道料金等の改定案につきましては、説明は以上となります。

続きまして、下水道使用料につきまして御説明いたします。資料の2、『水俣市下水道条例』第16条第1項を御覧ください。

本市の下水道使用料は、「一般汚水」と、公衆浴場及び温泉を利用する浴場において使用する、「公衆浴場汚水」の二つに分かれています。

まずは、「一般汚水」につきまして御説明いたします。表示されている金額は、全て消費税及び地方消費税相当額を除いた金額となります。

現在、「一般汚水」は水道料金と同様に、基本使用料を支払うことで一定数量までは追加料金なしで使用できる基本水量制と、排除汚水量に応じて、支払い額が加算されていく超過使用料を採用しております。

【現行】では、8㎥までの基本使用料1,150円、9㎥からは超過使用料となり、20㎥までは1㎥につき175円、21㎥から50㎥までは1㎥につき185円、51㎥以上は1㎥につき200円加算されます。

次に、『下水道使用料改定案』を御覧ください。

1番左の【現行】は、先ほど御説明しました条例上の料金の改定体系です。

その右の【案①】は、【現行】と同じく基本水量制と超過使用料を採用しており、8㎥までの基本使用料を100円増額し1,250円、9㎥以上の超過使用料をそれぞれ10円増額し、9㎥から20㎥までを185円、21㎥から50㎥までを、195円、51㎥以上を210円で算定しましたところ、平均改定率が7.26%増となります。

次の【案②】の説明の前に、1番下のグラフの「排除汚水量別年間件数・排除汚水量構成令和6年度実績」を御覧ください。グラフの見方ですが、先ほどの水道料金と同じく、

棒グラフが年間件数、折れ線グラフがそれぞれの使用水量に件数を乗じた、実際使用した排除汚水量をあらわしており、このグラフが示していますとおり、排除の水量がゼロの使用者が年間、5,829件で、上水使用水量と同様に最も多く、基本水量8㎡に満たない使用者が全体の約38%を占めております。

下水道使用料につきましても、基本水量制の廃止や見直しが進められており、熊本県内14市では、熊本市と天草市が廃止しております。

それでは、【案②】につきまして御説明いたします。基本使用料は現行と同じく1,150円、1㎡から超過使用料となり、8㎡までは1㎡につき50円、9㎡以上は【現行】と変わらず20㎡までは1㎡につき175円、21㎡から50㎡までは1㎡につき185円、51㎡以上は1㎡につき200円で算定しましたところ、平均改定率が10.68%となります。

1番右の【案③】につきましては、基本使用料は【現行】と同じく1,150円、1㎡から超過使用料となり、8㎡までは1㎡につき50円、9㎡以上はそれぞれ10円増額し、20㎡までは1㎡につき185円、21㎡から50㎡までは1㎡につき195円、51㎡以上は1㎡につき210円で算定しましたところ、平均改定率が14.16%増となります。

以上の3通りを御提案しましたが、【案①】と【案③】は、超過使用料を増額しておりますので、資料中段の「排除汚水量別使用料」でも確認できますように、使用水量が多くなるほど金額は増えていくこととなります。

次に、資料2に戻りまして、浴場の営業汚水につきましては、本市の公共下水道区域内に公衆浴場及び温泉を利用する浴場がないため、用途廃止する予定であります。

次に、熊本県内及び近隣自治体との比較につきまして御説明いたします。資料は、「②下水道使用料各自治体比較表」を御覧ください。

表の見方としましては、算定された下水道使用料に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額となっております。

記載しております自治体は、熊本県内14市、処理区域内人口30,000人未満、1ha当たりの処理区域内人口密度25人以上、供用開始後30年以上経過した熊本県内類似団体、葦北郡、鹿児島県の近隣自治体となり、自治体名の欄が網かけとなっております自治体につきましては、基本水量制を廃止した自治体となります。

また、資料の『下水道使用料比較表』では、現行料金のほか、【案①】から【案③】の基本料金、10㎡、20㎡の下水道使用料を他自治体と比較しており、熊本県内14市におきましては、金額の高いほうから順位をつけております。

それでは、次のページの【現行】の水道料金からご覧ください。【現行】の基本料金、10㎡、20㎡の下水道使用料は、基本料金は、表の下に記載しています熊本県内14市平均値及び近隣の類似団体平均値をやや下回っておりますが、10㎡、20㎡の下水道使用料はいずれも上回っております。

次に、【案①】を御覧ください。【案①】は、8㎡までの基本料金を100円増額し、9㎡以上の超過使用料を、それぞれ10円増額しましたところ、熊本県内14市平均値及び近隣の類似団体平均値はいずれも上回るようになります。

次に、【案②】を御覧ください。【案②】は基本料金が【現行】と変わらないため、

熊本県内14市平均値及び、近隣の類似団体平均値をやや下回っておりますが、基本水量制を廃止し、1 m³から超過使用料が適用されることとなりますので、10 m³、20 m³の下水道使用料は、熊本県内14市平均値及び近隣の類似団体平均値を上回るようになります。

最後に、【案③】を御覧ください。【案③】は【案②】と同様に、基本水量制を廃止し、1 m³から超過使用料が適用されることになり、かつ、9 m³以上の超過使用料をそれぞれ10円増加増額しておりますので、10 m³、20 m³の下水道使用料は、熊本県内14市平均値及び近隣の類似団体平均値を上回るようになります。

説明は以上となりますが、前回の審議会でも御説明しましたとおり、人口減少に伴い、今後も給水収益及び下水道使用料収入の減少が見込まれ、厳しい経営状況を改善する上で、料金改定はやむを得ないものと考えており、事務局としましては、前回の計画にも記載しておりますとおり、安定した経営基盤を築くためには、10%以上の改定が必要であると考えておりますが、市民生活に与える影響も大きくなりますので、委員の皆様の慎重な御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○会長

はい。ありがとうございます。

ただいま事務局から説明いただきましたが、内容等につきまして、何か御質問等ございましたら発言をお願いいたします。

○副会長

いいですか。

○会長

はいどうぞ。

○副会長

ちょっと我が家の水道料を思い出すんですけれどちょっと思い出せなくて、大体一般家庭で、よく出る使用量というのはどこを見ればいいのでしょうか。

○事務局

はい、一般家庭における使用水量なんですけれども、家族、世帯人員数によって変わりますけれども、大体条例上で設定されるのは20 m³ですね。というのが大体、各自治体の平均を出すときに使われるんですけれども、20 m³っていうのが1家族の世帯人員が約4人から5人、そのときに、大体20 m³というふうに言われています。

ですから、各世帯によって違いますし、あと、説明の中でも申し上げたとおり、単身世帯でもやっぱり多く使われるところと、全然、普段家にいらっしゃらない、仕事を行って帰って寝るだけというような単身世帯では、やはり、使用する量に差がありますので、少ないところはやっぱり、2 m³とか3 m³とかのところもあれば、1人でもやっぱりいっぱい使われるところは10 m³とか使われると思いますので、一概にどのあたりっていうのは、

申し上げがたいところではありますけれども、今、水俣市内では、大体8㎡未満の方が、約3割強ですね。いらっしゃるというふうに、令和6年度実績ではなっています。

○副会長

ありがとうございました。

○委員

すいませんちょっとまた、教えてほしいんですけども。

水道料金の管理表を今見ているんですけども、9㎡から20㎡までの料金、21㎡から50㎡までに大きく分かれてます。これは、例えば51㎡使った場合は全て150円になるのか。

その中から20㎡までは安い料金で算定して、21㎡オーバーした分については140円、そういうような計算式なんでしょうか、一律150円なんでしょうか。

○事務局

はい。計算の仕方としましては、まず現行の、今の条例上の料金の計算の仕方から御説明します。

まず、例えば20㎡使用される御家庭の場合でしたら、基本料金の850円、これが8㎡までになる。9㎡から20㎡の間は1㎡につき130円となりますので、20引く、っていうふうになります。ですから25㎡だったら、そこから25㎡から21㎡までを引いて、1㎡につき140円ずつ加算されるっていうような形になります。

○委員

ありがとうございます。

○委員

水道下水道の各自治体比較表で、使用水量ごとの料金を見させてもらってるんですけども、【案②】と【案③】は、8㎡の現行料金と比較して、相当割合が高いように感じるんですけども、これは負担増を感じてしまうのではないだろうかと感じるんですが、いかがでしょうか。

○事務局

はい。それでは御質問にありました現行料金と比較しますと、8㎡の使用者の負担割合が、こちらの使用水量別の水道料金で御覧になると分かると思いますけれども、1番このちょうど8㎡前後の料金が1番ちょっと高く、負担割合は高くなるというようなことになります。

これは今まで8㎡までは、料金が変わらない基本水量制を料金体系としていたためです。ですから、もともと基本水量制とは、水道事業の初期に公衆衛生の向上と、生活環境の改善を目的として導入された料金体系でありまして、基本料金に一定の水量を含めることで、この水量内であれば、追加の従量料金が発生しないため、全ての利用者が、最低限

の生活用水を確保することができ、また料金を低減することを目的とした制度になっております。

しかし、先ほど説明の中でもありましたとおり、核家族化やひとり世帯の増加、節水機器の普及によりまして、基本水量に満たない使用者が、グラフでもありますように、水俣市の場合はかなり増加しております。使用水量の少ない利用者にとりましてはやっぱり、1 m³しか使わない方、8 m³使う方、料金が同じっていうことは、やはり不公平感が出ておりまして、基本料金に含まれる使用水量ですね、1 m³しか使ってないのに8 m³も支払ってるってところですね。そういったところが無駄になっていると感じられる方もいらっしゃるかと思い、水道、下水道の普及によりまして、公衆衛生が一定のレベルに達しておりますので、基本水量制の導入目的、当初の導入目的がかなり薄れてきているように感じております。

使用水量に応じた料金体系にすることで、やはり節水意識の向上を期待されますので、本市におきましては、基本水量制の廃止、見直しというのを検討してるところです。

また、日本水道協会が改定しました「水道料金算定要領」というのがございまして、こちらでも原則として、基本水量制の廃止を料金改定では検討するようになっているので、今回の料金改定で、案でいうと【案②】と【案③】を提案させていただいております。よろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ちょっといいですか。水道料金って消費税は10%なんですか。

○事務局

10%です。はい、10%。

○委員

8じゃないんだ。なんでだろう。一般の消費税とかそうじゃないやつは、食品とかは8なのに、何で10なのかなと今一瞬思ったものだから。

○事務局

そうですね、飲料水だけに限ったところではないっていうのがありますよね。その飲料水でどのくらい使ってるっていうのを、当然、算定することができないので、恐らくそういったところで10%というふうになっているのではと思います。

○委員

水は基本だから、大体8%が普通だろうけど。

○委員

関連していいですか。今後ですね今回、今後ですね、こういう改定案というのは2とか3とか出てますけれども、結局今後予想されるインフラ整備に水道管の補修とか、そういった人件費とか管理費とか、いろいろなものを含めまして、折れ線グラフとか書いてありますけれども、これの信憑性っていうか、突然またほかのものが予期されるっていうか、例えば水道管の破裂とか何かほかのところでもありますよね。大規模工事とか、そういった突然のことに含めて、この案でいいのかどうか。一応そのことも含めて、案をつくられていると思うんですけども、そういう予期せぬインフラの特に下水道における、何ていうかな、リスクっていうか、そういったものを今この使用料と料金という体系で説明されてますけれども、もしそういうときに収入以上に必要、出さなきゃいけないとか、そういった場合の対応というかそういうのを考えてらっしゃるんですか。

○事務局

はい。前回の審議会のときにちょっと御説明させていただいたと思うんですけども、今水道の場合、水道下水道ともにストックマネジメント計画っていうのを策定しております。その計画に基づいて、機器の更新、それから管路の老朽化に対する更新工事っていうのを計画はしています。水道に関してはですね、先ほどおっしゃられたとおり、下水道もそうですけれども、老朽化による水の吹き上げとかっていうのも懸念される場所でもありますけれども、今、水道事業に関しては、建設改良積立金っていうのを積立てております。

ただ、今回、前年今年度で少しちょっと、急速ろ過っていう大きな機器の更新工事をした関係で建設改良積立金っていうのはかなり少なくなってきていますので、今後、そういった災害ですとか、そういったときの対応をする上でも、水道事業に関してっていうのは、料金、特に料金改定っていうのは必要かと思われま。

今、10%、大体10%、15%っていう案を出させていただいてますけれども、今のところ計画どおりに、特に突発的なところがなかった場合ですね、計画上でいきますと、10%の料金改定で、約5年は純利益が出るような計算にはしております。

また5年後にこういった審議会とか、経営戦略の見直しもちょうど5年後に改定も行わないといけませんので、その際に、またこういった審議会の中で料金改定の説明をさせていただきたいと。

公共下水道につきましては、供用開始から、まだ、まだって言っても、約30年、管路に関してはですね、施設に関しては40年ほどたってますので、施設のストックマネジメント計画に基づいて、機器の更新工事を行っています。

管路に関しては、今のところはまだ管路補修等はありませんが、やはり硫化水素等が発生しますので、管路のほう、老朽化というか、管路の傷み具合というのも、場所によっては大分出てくるところもありますので、今管路調査をしながら、ところどころの補修というのをしています。

公共下水道に関してはですね、前回の審議会のときに説明しました繰入れ基準に基づく一般会計からの繰入金っていうのがありますので、現状は一般会計からの繰入金、基準内繰入れだけでは賄い切れないので、基準外繰入れっていうのを一般会計から繰入れている状況ではありますが、料金改定をすることで、基準外の繰入れですね、資金不足分の繰入金をもたらさないようにして、自前で下水道使用料を徴収することで、将来的には建設改良

積立金を積立てられるようにできればというところで、下水道使用料に関しても、水道に比べるとかなりちょっと、金額は高くはなりますけれども、そういったところを踏まえて、料金改定を今回させていただくというところになっています。

○委員

結局、関連してですけど、結局その料金改定に、一応5年ぐらいは見通しが赤字にならないというのが、この案だと思うんですが、結局、これから私たちの意見として、言わなきゃいけないのは、さっき言われましたけど、基本料金をなくして、その使用料金に合わせて、何ていうか料金をもらうという、その方式についてのやっぱり、この先理解っていうのをやっぱり私たち審議会だけじゃなくてやっぱり一般の人、市民のほうにもやっぱり広げていってですね、されると思いますけども、そういった何か、理由っていうか、こういうふうに変更しましたっていう、ただ変えてしまうんであって、その辺のところやっぱり国っていうか、何か理解と報告をやっぱりしてもらわないとなんで値段を上げたのかとか、そういったね、今日私たちは分かりましたけれども、一般の人たちは、さっき言われたように、独身者とか単身者とか、世帯がね、人数が多いところの使用料金違うから上がったんだっていうか、それにするんだという料金改定の案ですね。先ほどまだ大まかなところでの、人口減少とか、いろいろなのがありますので、そういったものをして、あと一つは個人の家庭一般、一人ひとりと家庭について御理解を得るようなやっぱり、方法を考えていかなきゃいけないんじゃないかと思い、広報といいますかお知らせ、それをちょっと感じました。よろしく願います。勝手に決めたっていう話じゃなくて、コンセンサスっていうかな、何かそういうのもってから決めますとか、資料あったから、よく分かりましたし、資料、ありがとうございます。

○事務局

ありがとうございます。今、委員の方がおっしゃられたとおり、市民に対する広報っていうのは非常に重要だと我々も感じております。

昨年ですね、議会のときにも、一般質問であったんですけども、料金改定をするに当たっての広報というのはどのように考えておられるのかっていうところが質問で出まして、今年度、3月の1日の市報にですね、上下水道局で特別枠みたいなので、市報のほうに掲載する予定にはしております。

また、今回審議会2回目、3回目、4回目、今後、進捗に合わせて、審議会を開いていくことにはなるとは思いますけれども、その都度、最終的にはですね、スケジュール等と言いますと、来年度、令和8年度の6月議会に条例改正案を上程する予定にしておりますので、その前にももう一度、市報等に料金改定について出させていただき、また、最終的には条例改正案がそのまま議決されますと、令和9年の4月から料金改定となりますので、それまでの間に、何回か市報にも掲載して、皆さんに周知できるようにしたいとは考えております。

○委員

すいません。これちょっと公共下水道とは別なんですけど、私環境課におりましたと

き、公共下水道とあと、合併処理浄化槽の件で結構お話が来まして、合併処理浄化槽のほうは使用人数が多ければ多いほど、維持管理費を含めて計算すると、下水道よりもちょっとは安くなるような形で、ただ今少子化で浄化槽を使ってる人自体が少なくなってくるので、そして比べたときに、どうしても現行の公共下水道料金等、少人数の合併浄化槽使用している人の、出すお金を比べたときに、上下水道のほうが公共下水道のほう若干安くなるような形で、苦情等いろいろあったんですけど、シミュレーションをしてるかどうかは分からないんですけど、こういう形で料金改定するときにはですねそういう、半分、多分10分の4ぐらいはまだ、公共下水道じゃなくて公共下水道区域外で浄化槽の設置をしている市民もおりますので、それも含めてですね、下水道と公共下水道のシミュレーションをみたい資料もですね、あれば、理解も得られるのかなと思いますので、そのこのところのちょっと、資料の作成等もできればお願いしたいと思います。以上です。

○事務局

はい、ありがとうございます。

下水道使用料と合併処理浄化槽の維持管理費ですね。というのは先ほど委員からもありましたとおり、なかなか比較のしづらいところではあります。

また、合併処理浄化槽というのは年間にかかる費用というのが決まっていますので、人数が多ければ当然、その分、1人当たりにかかる割合というのが安くなって、今、ただ、合併処理浄化槽を設置しているお宅っていうのは大体が山間地域等になりますので、やはり高齢者世帯ですとか、そういうところで、別の高齢者を単身世帯とかっていうふうになると、どうしてもやはり負担が大きくなると思っております。

これに関してはですね、昔からちょっと言われてはいるんですけども、なかなか合併処理浄化槽の設置に関しての補助金っていうのは、国の補助金もあるんですけども、維持管理に関する補助金っていうのがですね、なかなか自治体によっては独自でされてるところもありますけれども、水俣の場合はまだそこまで至ってないっていうところはあります。

今、令和6年度からですね、以前は下水道、上下水道局で、合併処理浄化槽の設置事業に関する補助金ですね、これに関しては、上下水道局で取りまとめていたんですけども、現在窓口を一本化しまして、環境課で設置事業に関する補助金、それから合併処理浄化槽の設置と廃止の受付、そういったところをですね、もう、窓口一本化で環境課でしておりますので、その維持管理に関する部分とかも、環境課でかなり苦労されてるかとは思っています。

そういったところもですね、資料を提供していただきながら下水道、使用料の料金改定、ある程度、平等にできるようにっていうふうには考えてはいますけれども、なかなかですね、維持管理に関するところはどちらも、基本的にちょっと、取扱いが違うものから、そこを平等にするっていうのは難しいとは思いますが、やはり合併処理浄化槽の維持管理っていうのは、民間業者が契約の中でやっていますので、民間業者によって金額っていうのも当然異なりますので、そこに合わせるというのはなかなかちょっと難しいかなと考えてます。参考としてはですね、資料を頂いて、取り入れていきたいとは思っていますけれども、そのこの部分はですね、ちょっと御理解頂ければと思います。以上です。

○委員

はい。改定の必要性は分かるんですけど、他の自治体とか、改定の動きとかあるのですか。

○事務局

はい。そうですね、直近では出水市さんがですね、料金改定して、またいきなり料金改定をするのではなくて、何段階かに分かれて、出水さんは料金改定をするっていう予定にはなってますね。あと、令和8年度に天草市さんが料金改定を行う予定です。天草市さんは、下水道もそうなんですけれども、水道料金とかもですね、地区によって、合併したときに、市町村合併で天草市になったとき、まだ、水道料金の統一化を図ってなかったもので、それぞれの地区によって金額はばらばらだったんですけれども、今回、令和8年度に料金改定するのに合わせて統一の料金にするみたいです。

天草市さんも、令和8年度に1回、令和8年度で半分値上げして、令和9年度でもう1回値上げするというような、2段階で料金改定するみたいで、こちらのほうは情報によりますと大体水道料金が約17%の料金改定をされるみたいですね、下水道ではもっと大きかったと思います。

それからどうしてもですね、水道料金の高いところ安いところっていうのは、地理的な要因とかもありますので、一概に比較はなかなか難しいところではあるんですけれども、特に天草市さんの場合ですと、行政区域自体も広いですし、あそこはダムとかも持ってますし、施設にかかる費用というのはありますから、どうしても資料でこちらの表、比較表で見ても分かるとおりに、かなり水道料金、下水道使用料が高い。そこに比べればもう水俣市で置き換えてしてもそれでも、うちも結構高くなるんですけれども、やはりよそと比較すると高いついていう市民の方もいますけれども、これはもう人口規模ですとか、地理的な要因とかにも反映しますので、一概にこうなんか、比較はできないところなんですけれども、できるだけ、市民生活に影響が大きく影響は及ぼさない範囲で、こちらも、改定を考えなくてはいけないんですけれども。できればですね、15%、20%っていうふうに、料金改定できればですね、こちらも経営がかなり安定してきますので、したいところではあるんですけれども、やはり市民生活の影響を考えると、現時点ではやっぱり10%から15%ぐらいが妥当なのかなっていうところで、こちらの案を提案させていただいています。

○委員

上水道と下水道改定すると【案2】でいくと7位から5位に、上がったってあるんですけど、下水道が特にですね、上から2番目になってしまう。これがちょっと目立ってしまうかなあと思うんですよ。ですからやっぱり上水道の値上げの幅と、下水道の値上げの幅を分けてとか、そういった案とか考えていらっしゃるんですか。

○事務局

はい。下水道に関してはですね【案②】でいきますと、比較しますと、10㎡のところは特に上がり幅が大きくなるっていうのは、やはり先ほど説明しましたとおりに、基本水

量制の廃止ですね。基本水量制を廃止しますと、どうしても、1 m³から今の案でいきますと50円ずつ加算されていきますので、どうしてもその部分は高くなっている。その影響というのは、20 m³ぐらいまでは、その影響というのが出てくるんですけども、それがこちらの一応、データ上の話でいきますと、これが例えば30 m³になりますと、14市の中では、上から4番目になり、これが40 m³になりますと上から6番目、というふうによその自治体の場合ですと、超過使用料に係る1 m³当たりの金額がうちよりもうちょっと高い。ですから、増えれば増えるだけよそと比較するとちょっと安くなる。ですけども、ただ、今グラフ上でも出ていますとおり、水俣市の場合だったら、8 m³ですね、8 m³までの利用者というの方が約3割、下水の場合だったら約38%いますので、皆様負担に思われる部分ですが、もうやむを得ないのかなと思いますけれども、やはり料金改定をするときに、いっぱい使う人間のところを高くすれば、いいんじゃないかって思われるかもしれないんですけどもやはり、料金改定で1番料金を、収入を増やすためには、1番利用者の多いところを少しでも上げるっていうのが、1番金額、収入が増えるところではあるんですよ。

ですから、その部分を、今現状1 m³から8 m³までを、1 m³につき50円ずつのシステムですけども、これを例えば60円にすると。パーセントもかなり上がってるわけですし、これを40%にすると、パーセントが過大に下がってしまうっていうところで、シミュレーションの中で、この計画の中にある10%の料金体系等っていうのを考えたときに、基本水量制を廃止して、1 m³から超過使用料をかけるってなったときには、10%っていうのを基準にすると、この50円っていうのが、妥当なところかなっていうところで、一応算定はさせていただいています。

○委員

よく分からなくなっちゃったんですけど、すみません、何を質問してるか分からないんですけど、よろしくお願いします。

先ほどの説明の中で、新しい料金は令和9年4月からという話がありましてですね。そしてこの資料をつくる段階でも令和6年度ぐらいから作り始めてますよね。そうすると、先を見て4、5年先の料金はこれで賄える、10%ぐらい増やすと賄えるということだったんですけども、もう令和9年から2年引くと、令和9年から令和11年、12年にはもう、4年もたつんですよ。いわゆる、令和9年度の実績で算定して10%上げるとすれば、4年後は令和14年、5年後14年ですね。

ところが、令和6年度にこれを赤字と黒字を計算した結果で10%上げたにすれば、もう令和9年度目に入っているんで、後からするとあと3年か4年でも料金改定しないといけなくなるんじゃないかと。そういうのは心配しなくてもいいですか。というのは、10%等あればいいということだったんですけどその10%上げることによって何年先までは大丈夫かと。

それがひとつ、そしてもうひとつはですね、これちょっと料金と関係ない話で先ほどの説明の中では、大規模工事とかなんかにについては別途積立ててやるということですよ。でもその説明の中で、水道管とかの耐用年数30年とか、水俣の水道管敷設してから30年たっているっていう話があったですよ。

○事務局

下水です。

○委員

あ、下水です。下水の話、下水の30年たったら交換しなきゃいけないんじゃないかというニュースでいわれているかと思うんですけども、その辺のことは考えて、もちろんおられるでしょうか。すいません。その2点です。

○事務局

はい。2番目の質問から先にお答えさせていただきます。管路に関する法定の耐用年数というのが、50年って言われています。ただ、コンクリート製のヒューム管ですとかそういったところも含めてですね、50年って言われてるんですけども、どうしても下水道の場合でしたら、硫化水素が発生しますので、50年もつかどうかっていうのはちょっと不確定なところはあります。

ですから今、下水道に関しては、管路調査をですね、ルート調査等を行って、悪くなってる部分っていうのは、来年度ですね、一応もう腐食がひどいところは、管更生をする予定になってます。ですから、その都度その都度、大幅に全部を入れ替えるっていうのはなかなか難しいですけども、また敷設30何年かたった状態でも、耐用年数50年満たない部分でもどうしてもそういった劣化がひどいところっていうのは出てきますので、そういったところに関しては、随時、補修をするような形をとっております。

最初の一つ目の質問に関しては、今こちらで案で出させていただいているシミュレーションしました実績っていうのは、令和6年度の使用水量をもとに、計算をしています。ですから、先ほど委員がおっしゃられたとおり、当然、令和7年度で算定すると、やはりちょっと違う部分っていうのは出てくるかもしれないんですけども、ある程度、令和6年度実績でやった10%で、前回の審議会のときに出しました収支計画ですね、収支計画っていうのはそこも含めて、料金の使用水量、給水収益等下水道使用料収入というのを、下がり幅を考えて、今、令和8年度当初予算とかでも、当然使用水量の計算はしてるんですけども、見込みの数字を出して、令和8年、今の減少率の見込みって令和8年度の10%増っていうのを考えてますので。ですから一応計算上はですね、5年は持つ10%上がるコストっていう計算ではしてはいるんですけども、こればかりはやはり、人口の減少率っていうのがどこまで計算どおりにいくかっていうのがありますので、その際にはやはり、もう1回収支計画の見直し等もしながらですね、5年間もたせられればいいんですけども、場合によっては前倒しして、またこういった審議会というのを開催させていただくことになるかとは思いますが。

○委員

ありがとうございます、はい。

○会長

はい。ほかにございませんか。そしたら私の方からひとつ。3月に市報等で、この改定についてのお知らせとかをされるということなんですけども、上下水道というのは生活に密着したものと思ってますので、今後ですね、決まったとしてもですね、上下水道のしおりみたいな形、そういうもので、各家庭に配布されるような予定とか考えておられますか。

○事務局

はい。以前はですね、上下水道のしおりっていうのをお配りしてたんですけども、なかなか結構つくるのに、お金がかかるんですよ。

ですから、今までは2年に一回とかですね、作り直して、各家庭にお配りしてたんですけども、結構、内容がそんなに変わらない状況で、2年ごとになってもう配るのは、無駄なのではないかという、当然料金改定を皆さんにお願いする以上はこちらも当然経費節減っていうのはした上でお願いしないと、やはり皆さんも納得いかないんじゃないかというところで、この何年間のうちですね、上下水道局の職員も大分縮小とかもしながらですね、経費節減をしております。

その中で、やはり、上下水道のしおりっていうのもですね、今廃止をした状況ですが、広報というのが1番有効な手段であるっていうのは、我々も考えておりますので、今回は特別に紙面をですね、また5ページほど市報の紙面をですね、こちらでお金を出して買い取りまして、特集を組むようなことをさせていただくようにしています。

○会長

市報はですね、家でとってる人はあまりいないわけですね。捨てるわけですね、うん。やっぱりこう、条例とか一般の人たち見ませんので、やっぱりこのなかったときになかなか分かりにくい部分はあるので、1枚物でもいいんですけどやっぱりどこかにいれていられるような貼っというていられるような、そういうものがあつたらなああと。この書いてあるようなA4 1枚の紙でもいいから、ざっと分かるような1枚紙で分かるようななにかかっているのは、チラシみたいな感じでもいいのであつたらなああと。思うんですがいかがですか。

○事務局

はい。そういった御要望があればですねこちらもですね、できるだけお金のかからない範囲でですね、ちょっと考えて、そういったところも対応していきたいと思います。

○会長

ほかにご意見等ございませんでしょうか。はい。それではこれ以上御質問ないようですので、本日の議事を終了したいと思います。

次回の開催はいつになったか事務局案を。

○委員

すみません、あとがよく分からないんですけど、すいません。私、これまで案1、2、3最後にまとめられるのかなと思ったもんですから、何もなかったんですよ。これで終わ

りでいいんですか？

○会長

それはまだ先、ですよ

○事務局

そうですね。できればですね、次回に向けてですね、案1、2、3どれがいいかっていうのをある程度決めていただくところとしても説明しやすいので、お願いしたいと思います。

○会長

要は、説明がありましたように示されていますので、まだ案がですね、第1、第2、第3案がありますけれども、事務局のほうから10%以上の、案でできればということだったんですが、第2と第3と、これは、挙手をとりましょうか。

○委員

いや、持ち帰って見たほうが良いと思われる方がおられると思うので次回やった方が望ましいですね。

○委員

今決はとれんよ、そんな。

○事務局

では、委員からもありましたとおりですね、事務局としてはですね、【案②】と【案③】っていうので、再三説明をさせていただいてますけれども、この基本水量制をまずは廃止をしたいというところですね。そうすると、どうしても少ない水量の方に対して負担がかかってきますので、【案③】っていうのが1番こちらとしてはですね、次回の料金改定を先送りすることができますので、できればお願いしたいところではあるんですけども、でもやはり、いきなり14%ぐらいですね。15%近く上がるってなると、しかも水道下水道使用料をお持ちのところはですね、一気に30%の増っていうことになりますので、そこはなかなか難しいのかなとは考えてます。

ただ、今説明しましたとおり、最低でもやっぱり10%は必要かなっていうふうには考えてますので、その辺を踏まえてですね、次回の審議会的时候、今回持ち帰っていただいて、次回の審議会の中でもですね、決めていただければ、それに合わせて私どもも次回の審議会の資料としてはですね、【案②】の条例改正案と、【案③】の条例改正、2通りを御用意させていただいて、それに合わせて【案②】の場合の経営戦略の見直し、修正等も含めて【案②】【案③】の2つのパターンでですね、経営戦略の修正と、あと、条例改正案のほうを御用意させていただきますので、次回の審議会的时候に、決定していただければと思います。

それで、会長からも先ほどちょっとありましたとおり、次回の会議につきましては、

3月の25日ですね。はい。水曜日なんですね。時間は、今回と同じ時間から場所もこちらを一応予定してますので、よろしいでしょうか。

(はいの声)

○会長

はい。よろしいですか。

それではですね、これですね一応もう必要ないということで、本日は、締めたいと思います。よろしいですか。

(はいの声)

○会長

それでは、次回開催日はですね、3月の25日。

○事務局

すいません。ちょっと訂正がありますので。

○事務局

先ほどから管の、下水道のですね、敷設の話とかあったんですけど耐用年数ってのは50年という、変わらないんですけど、施設がですね、大体40年超えてるものもあります。古いものというのは供用開始が今35年弱ぐらい、平成3年度に行ってますので、供用開始する前にもう、管を敷設していってるというような状況ですので、下流のほうは、下流のほうについては結構40年近い、超えてるものもあります。先ほど言ったように点検とかをですね、随時やっておりますので、50年たったから急に悪くなるというものでもありませんので、先ほど言ったようにちょっと早く、腐食するところもありますし、それ以上、もつものもありますので、また随時点検してます。管理していきたいと思ってます。すいません。

○会長

そういうことですね、25日水曜日、午後3時この会議室ですね。委員会をですね、開催したいと思います。

これをもちまして、水俣市上下水道事業審議会を終了いたします。

皆様お疲れさまでした。

○司会

皆様本当にお疲れさまでした。

また次回開催につきましても、後日文書にてお知らせ頂きたいと思えます。

これをもちまして、水俣市上下水道事業審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。